

「有明海 柳川産」マーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「有明海 柳川産」のマーク（以下「柳川産マーク」という。）を海苔製品等に表示することにより、柳川産海苔の付加価値を高めるとともに、海苔の産地としての柳川市を広くアピールするため、その基準や使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(マークの仕様等)

第2条 「柳川産マーク」の仕様は、市長が別に定める。

2 「柳川産マーク」の商標権は、柳川市が所有する。

3 「柳川産マーク」は、無断で使用してはならない。

4 「柳川産マーク」と誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(マークの表示)

第3条 「柳川産マーク」は、シールの貼付又は包装容器等に直接印刷することにより表示することができる。

(許可基準)

第4条 「柳川産マーク」を使用する上での条件は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

(1)柳川市内の漁業協同組合に配分された有明海の漁場で養殖されたものであること。

(2)柳川市内の乾海苔加工場又は柳川市内の漁業協同組合の水産物加工場で加工されたものであること。

(3)秋芽又は冬芽（冷凍網）の一番摘みであり、かつ、3のつく等級以上の物又は第6条に規定する審査会が3のつく等級以上の物と同等と認めた物のみを使用したものであること。

(4)前3号の要件について書類やその他の方法により確認できるものであること。

(5)「柳川産マーク」のイメージを著しく損なうものでないこと。

2 前項に規定する許可基準の追加、見直し等については、その都度第6条に規定する審査会に諮って定める。

(申請)

第5条 「柳川産マーク」の使用を希望する者は、必要な書類を添付し、市長に使用許可申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請をする者は、「柳川産マーク」の使用を希望する海苔製品等の商品見本を併せて提出するものとする。ただし、商品見本の提出が困難な場合は、その写真をもって代えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、既に「柳川産マーク」の使用の許可を受けた者（以下使用者という。）であって使用を希望する海苔製品等に変更がない場合は、使用許可申請書及

び商品見本又は写真の提出を省略することができる。

(審査会)

第6条 市長は、使用許可申請書が提出された場合には、審査機関による会議（以下「審査会」という。）を開催し、その可否について審査するものとする。

2 審査機関の委員は、市内各漁業協同組合及び福岡有明海漁業協同組合連合会の参事並びに水産振興課長とする。

3 委員の任期は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査機関に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査機関は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査機関の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査機関において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(使用許可)

第9条 市長は、審査会により決定された「柳川産マーク」の使用の可否について、使用結果通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

(使用許可期間)

第10条 使用許可期間は、11月1日から翌年の10月31日までの一年間とする。ただし、11月1日以降に許可されたものは、当該許可日から10月31日までの残存期間とする。

2 前項に規定する使用許可期間が満了する場合（この項の規定により使用許可期間を延長した場合を含む。）において、使用の許可を受けた海苔製品等に変更がなく、当該使用許可期間満了の1か月前までに使用者から使用の中止等の申出がないときは、市長は、使用許可期間を1年間延長することができる。

(シールの提供)

第11条 市長が、その予算の範囲内において「柳川産マーク」のシールを作成したときは、使用者に対してシールを提供することが出来る。

(許可内容の変更)

第12条 使用者は、「柳川産マーク」の使用内容において変更が生じた場合には、速やかに市長に使用許可変更申請書（様式3）を提出しなければならない。

(変更内容の審査)

第13条 市長は、使用許可変更申請書が提出された場合には、審査会を開催し、その可否について審査するものとする。ただし、その内容が軽微又は急を要する場合には、審査会を経ずに許可を出し、後日審査会に報告することができる。

(変更許可)

第14条 市長は、審査会により決定された許可内容の変更の可否について、使用変更結果通知書(様式4)により使用者に通知するものとする。

(許可の取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、審査会に諮った後に許可を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (2)マークの表示が不相当であると判断したとき。
- (3)その他、制度の運用に重大な支障を来たす行為又は信用を著しく失墜する行為があったとき。

2 市長は、許可を取り消す場合には、使用者に対して使用許可取消通知書(様式5)により通知するものとする。この場合において、使用者は、直ちに「柳川産マーク」の使用を中止し、使用製品の回収及び撤去を行わなければならない。

(使用の中止)

第16条 使用者が、都合により「柳川産マーク」の使用を中止したいときは、市長に対して使用中止届(様式6)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、審査機関にその内容を報告するものとする。

(使用者の責務)

第17条 使用者は、「柳川産マーク」を貼付した製品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときには、直ちに市長に報告するとともに、事故等の解決を図るために誠意をもって必要な措置を講じ、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

2 使用者は、市長がこの制度を運用していく上で、必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

(報告)

第18条 使用者は、毎年10月31日までに貼付又は印刷等により表示した商品の数、種類、販売額等について、実績報告書(様式7)により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、審査機関にその内容を報告するものとする。

(庶務)

第19条 審査機関の庶務は、産業経済部水産振興課において処理する。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 3月31日から施行する。